

## 評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人優美会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「評議員等」という。）の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 非常勤の評議員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の常勤の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合、その他特別の理由があると理事長が認める場合には、報酬等を支給しないことができる。

2. 非常勤の評議員等とは、この法人を主たる勤務場所として週のうちの大半を評議員等として職務を行う者以外のものをいう。
3. 各年度の報酬の総額は、理事に対するものについては120万円を超えない範囲で、監事に対するものに関しては、80万円を超えない範囲でなければならない。

(支給方法)

第3条 報酬は、評議員等が職務を行った都度（ただし、翌月の28日を期限とする。当該日が銀行休業日の場合は、その前営業日）銀行振り込みにより支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 評議員会、理事会への出席等に伴う交通費等で、実費が特に多額と理事長が認める場合は、費用弁償を別途支給することができる。

第5条 評議員等が、その職務を行うために旅行したときは、その実費を支給する。

2. 前項の場合、宿泊を伴うときは、宿泊費として、1泊につき12,000円を支給する。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(付則)

この規定は、平成29年6月30日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表 非常勤の評議員等の報酬

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 20,000 円
その他評議員としての職務を行ったとき	日額 20,000 円

(2) 理事（理事長を含む）

評議員会又は理事会への出席	日額 20,000 円
その他理事としての職務を行ったとき	日額 20,000 円

(3) 監事

ア

評議員会又は理事会への出席	日額 20,000 円
監事監査等への出席	日額 20,000 円
その他監事としての職務を行ったとき	日額 20,000 円

イ

税理士等で主として監査報告を作成した監事	50,000 円以内
監査報告の作成に携ったとき（上記の場合を除く）	20,000 円以内